

介護保険住宅改修について

【概要】

居宅介護住宅改修費の申請書の様式変更等に伴い、住宅改修費支給申請の手引きを一部修正しました。

詳しくは、以下の項目及び別添資料「令和6年3月改訂版 住宅改修費支給申請の手引き」をご確認ください。

1. 主な修正内容

- ①・居宅介護住宅改修費等支給事前承認申請書(受領委任払用)
 - ・居宅介護住宅改修費等支給事前確認申請書(償還払い用)
 - ・居宅介護住宅改修費等支給申請書(受領委任払用)
 - ・居宅介護住宅改修費等支給申請書(償還払い用)

以上の申請書の様式の変更

②工事内容に変更が生じる場合の対応方法について

①、②以外の修正点については、別添資料の黄色マーカー部分をご確認ください。

2. 申請書の様式変更について

那須塩原市居宅介護福祉用具購入費等及び居宅介護住宅改修費等の支給方法の特例に関する要綱の一部改正に伴い、住宅改修、福祉用具に関する事前申請、事後申請の申請書の様式が変更になりました。

那須塩原市のホームページにて新様式の申請書がダウンロードできますので、申請を行う際はそちらをご利用ください。

3. 工事内容に変更が生じる場合の対応方法について

住宅改修の工事内容に軽微な変更が生じた場合の対応について、従来は、着工前の高齢福祉課への連絡と必要書類の提出のみで可としていましたが、工事の変更点とその理由を

明確にするため、上記対応に追加して、居宅介護住宅改修工事変更届の提出をお願いしています(別添資料：P16 参照)。

変更届の記入は、住宅改修が必要な理由書の作成者に記入していただく必要がありますので、工事内容に変更が生じた場合は、着工前に高齢福祉課にご相談の上、変更届の記入をお願いします。